

保育の必要性とは？

子どもの保護者が仕事や出産、疾病、障がい、親族の介護、就学等により保育をできない事由があることを言います。

両親が共働きの場合	月あたりの就労時間(通勤時間等含む)がそれぞれ48時間以上
母親が妊娠・出産の場合	出産予定日前後のそれぞれ3か月間が対象
保護者の疾病・障がいの場合	診断書や障がい者手帳等により判断となります
親族等の介護をしている場合	診断書や介護認定証等により判断となります
保護者が求職活動中の場合	ハローワークの受付カードの写し等により3か月間が対象
保護者が学校等に通っている場合	職業訓練校等の在籍証明等により判断となります
虐待やDVの恐れがある場合等	保護命令書や申立書等により判断となります

Q&A よくある質問と回答

無償化の対象年齢は3～5歳児と一部の0～2歳児と聞いています。いつ時点の年齢でしょうか。

4月1日時点の満年齢です。クラス年齢(0歳児、1歳児、2歳児、年少、年中、年長)と同じです。ただし、幼稚園や認定こども園(1号認定)では、年度中に満3歳を迎えた翌月からの対象となり、クラス年齢では2歳児クラスですが、例外的に幼児教育の無償化の対象となります。0～2歳児のお子さんで無償化の対象となる一部の方は、保護者の町民税が0円となる町民税非課税世帯のお子さんです。それ以外のお子さんについては、これまでどおり保育料がかかります。

認可外保育施設等とは、どのような施設ですか。どこでも無償化の対象となりますか。

認可外保育施設等とは、児童福祉法に基づく設置届出を都道府県等に提出している保育施設です。都道府県等が定めている運営や設備の基準を満たしていない施設については、無償化の対象は5年間のみとなっています。また、ベビーシッター事業については、保育士や看護師の資格保有者、または国が定める一定の研修を受講した事業者のみが無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用にあたっては、対象にならない施設もあるので、契約条件や保育内容等を施設等によく確認してください。

認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターを利用して、無償化の対象となるのはどんな時ですか？

幼稚園、認可保育園、認定こども園等を利用していない3～5歳児クラスの子(または町民税非課税世帯の3歳未満の子)が、保育の必要性の認定を受けた場合には、無償化の対象となります。利用する前に福祉課へ申請が必要です。また、支払については「償還払い」といって、一度施設にお支払いいただいた後に、福祉課へ請求していただくこととなります。

町外の幼稚園、保育園等に通っていますが、無償化の対象となりますか。

町外の幼稚園等に在園している場合でも、昭和町に住民登録されている場合は、無償化の対象となります。

認可保育園に通っていますが、保育料の無償化にむけて何か手続きは必要ですか。

認可保育園、認定こども園等に通っている場合は、無料のための手続きはありません。しかし、私学助成幼稚園、認可外保育施設等を利用している場合は、福祉課へ認定申請と支払請求が必要です。

正社員でなくても、保育要件を満たす場合は、申請すれば幼稚園の預かり保育の利用料が無料となると聞いたのですが、アルバイトでも対象になりますか。(例：週3日程度のアルバイト)

保護者がそれぞれ月48時間以上の条件を満たしていれば保育要件の「就労」に該当します。雇用の形態は問いません。預かり保育の利用料の計算は次の(例)を参考にしてください。利用日数に日額450円を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用額を毎月比較して、少ない方が補助額となります。(例) 利用日数(15日) × 日額単価(450円) = 6,750円(A) 預かり保育の利用料 8,000円(B) AとBを比較して少ない6,750円(A)が補助額

令和元年
10月1日から

「幼児教育・保育の無償化」が始まります

幼稚園・認定こども園・保育所等を利用する
子どもたちの利用料が無償化されます

〔 3～5歳クラス 無償
0～2歳クラス 町民税非課税世帯無償 〕

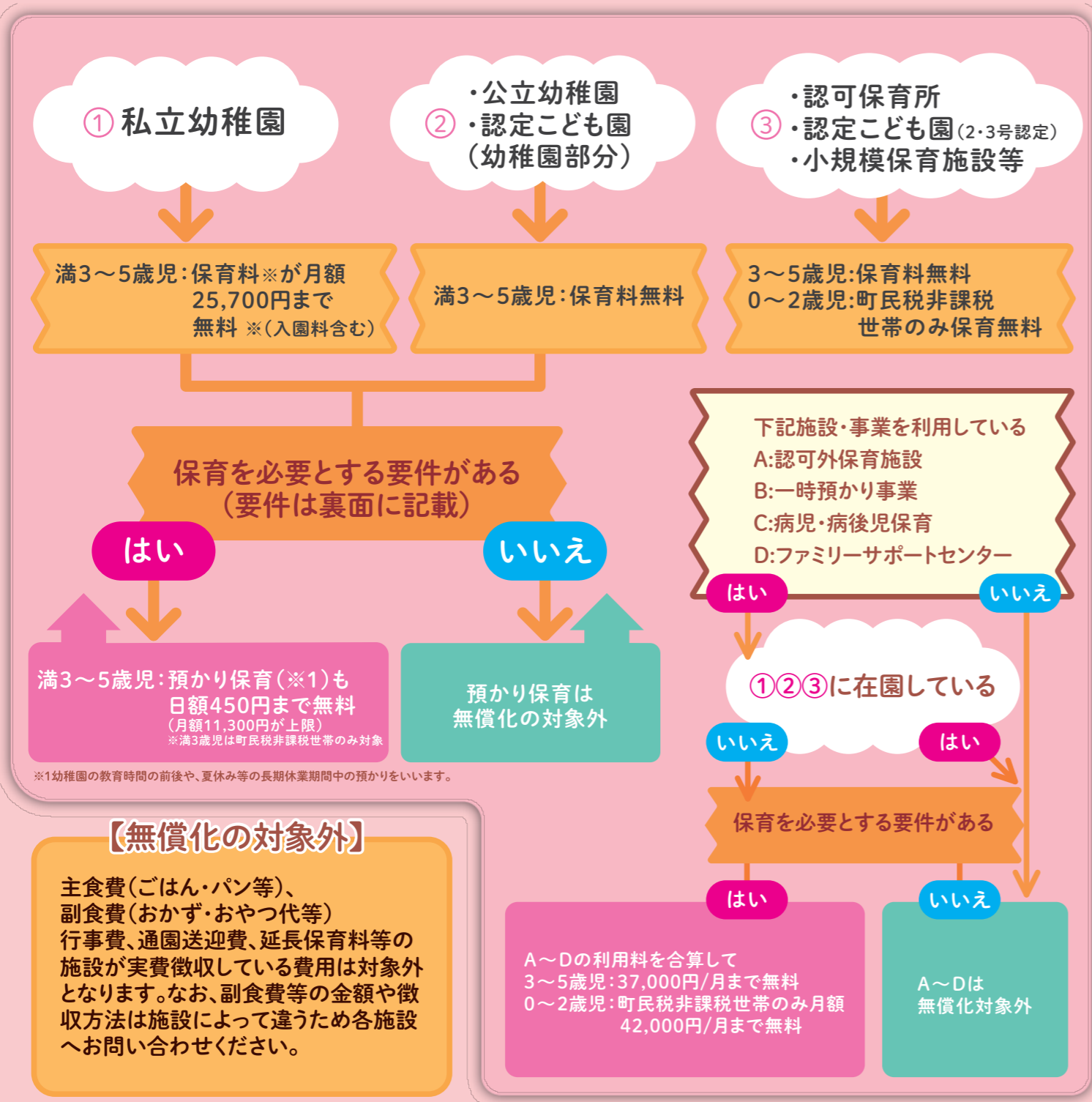
昭和町役場 福祉課

【お問い合わせ先】 昭和町役場 福祉課 児童家庭係 TEL:055-275-8784
昭和町役場 学校教育課 学校教育係 TEL:055-275-8631



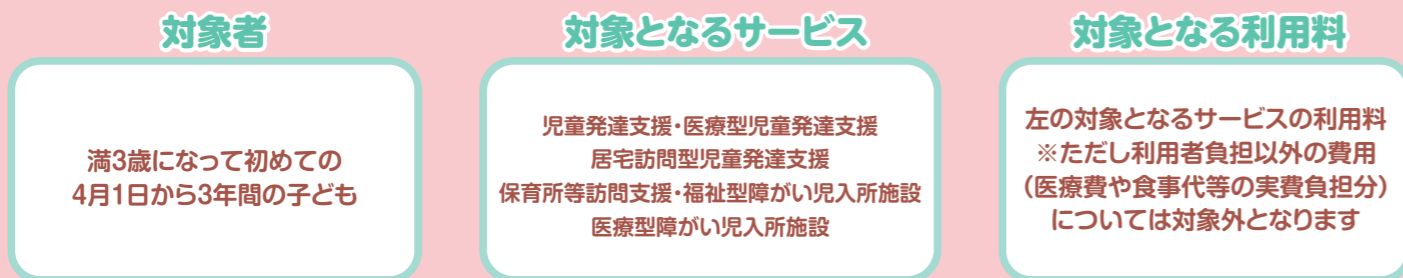
あなたのお子さんはどの園に通っていますか？

施設・事業ごとの無償化の内容を確認してください



障がい児の発達支援の無償化について

幼児教育・保育の無償化と併せて就学前の障がい児の発達支援の無償化も始まります。



無償化の認定を受けるためには、事前に手続きが必要です

施設・事業ごとの無償化の手続きを確認してください

